

空き家の適正管理を促進するため、除却経費の一部を補助します。

岡山市空き家等適正管理支援事業

老朽化した空き家を放置すると、防災・防犯・衛生・景観のうえで、近隣に迷惑をかけることとなります。損害が生じた場合、所有者の責任となります。早めの管理を！

事業概要

◆補助事業者◆

- 空き家の所有者(個人)または所有者(個人)の承諾を受けた者(個人)
- 岡山市の税金を滞納していない者
- 暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者を含む)でない者

◆補助対象空き家等◆

- 岡山市内にあり、空家法の規定による特定空き家等
- 但し、空家法第14条第2項に基づく勧告を受けた特定空き家等は除く。

※空家法…空家等対策の推進に関する特別措置法

◆補助事業◆

- ①除却工事(建築物及びこれに附属する工作物の全部の撤去に係る工事)
 - ②除却工事及び附帯工事(敷地にある門扉、塀、立木等の撤去に係る工事)
 - ③応急措置(地域の住民等に危害を及ぼす等の危険な状態を回避するために必要な措置)
- 令和5年2月17日(金)までに実績報告書提出の見込みがあるもの
 - 市内施工業者が行う工事等に限りです。

◆補助金額◆

- 補助事業の工事等に要する金額の3分の1を補助します。(千円未満切捨て)
- 左記①又は②の上限額は50万円(左記③を実施済の場合は、その補助金額を除く)
 - 左記③の上限額は10万円

◆補助事業者の責務◆

事業実施後、空き家等又は空き家等の跡地について適正な管理を行わなければなりません。

申請受付 令和4年4月11日(月)から令和4年12月16日(金)(予定)まで
(ただし、特定空き家等と認定された後からの申請受付となります)

補助要件の確認及び添付資料のご案内のため、事前の相談をお願いします。

相談日時については、必ず事前に予約をしてください。

予算に達し次第受付を終了します。

受付窓口 岡山市都市整備局住宅・建築部 建築指導課空き家対策推進室 (市役所本庁舎6階)

事業内容や様式はホームページにも掲載しています。

電話:(086)803-1410

FAX:(086)803-1730

電子メール:akiya@city.okayama.lg.jp

ホームページ:http://www.city.okayama.jp/toshi/kenchikusidou/kenchikusidou_00288.html

受付時間:8:30~17:15(土・日・祝日・年末年始を除く)

手続きのながれ

事前相談



補助金交付申請
(申請者→市)



補助金交付決定
(市→申請者)



工事請負契約



工事着手
～完了



実績報告
(申請者→市)
令和5年2月17日まで



補助金確定通知
(市→申請者)



補助金請求
(申請者→市)



補助金振込
(市→申請者)

補助の対象となるかの事前確認、添付書類のご案内などをします。

(事前相談時点で、特定空家等に認められていない場合は、補助対象に該当するか否かの判定に時間を要する場合があります)

書類に不備がある場合は受付できませんので、あらかじめ予約のうえ、事前相談にお越しください。

予算に達し次第受付を終了します。

申請書類は特定空家等に認定された後に受付窓口にお持ちください。

原則全ての方に提出していただく添付書類

- 補助金交付申請調書
- 申請者の住民票 (原本)
- 対象建築物の不動産登記事項証明書 (建物のみ) (原本)
(所有権を証明する書類等)
- 申請者の滞納無証明書 (原本)
- 空き家期間の確認資料 (電気・水道の明細など)
- 工事の内容が特定できる見積書の写し
- 除却を行う建築物等の写真 (申請日から2カ月以内の撮影日のあるもの)
- 消費税仕入税額控除確認書
- 代理受領 (予定・変更) 届出書 (様式第9号) (代理受領による場合に限る)
- 産業廃棄物処分予定書

※この他にも補助要件等確認のために書類の提出をお願いすることがあります。

※審査には2～3週間かかります。

補助金交付決定通知書を受け取った後、工事に着手してください。工事内容等に変更があった場合や工事を中止する場合は必ずご連絡ください。原則、交付決定額の増額は認めません。

実績報告に添付していただく主な書類

- 補助金交付決定通知書の写し
- 工事請負契約書の写し (契約日は補助金交付決定日以降の日付であること)
- 工事部分の施工前、施工中および施工後の写真 (撮影日のあるもの)
- 建設リサイクル法に基づく届出済証 (ステッカー) の写し (一定規模以上の除却工事に限る。)
- 産業廃棄物管理票 (マニフェスト) の写し (E票)
- 補助事業に要した経費の領収書及び明細書の写し
(代理受領による場合は岡山市空家等適正管理支援事業 (除去) 補助金交付要綱で定める領収書の提出が必要。)
- 内訳報告書 (様式第11号) (代理受領による場合に限る。)

※この他にも書類の提出をお願いすることがあります。



※必要に応じて空き家の現況・工事現場等を確認させていただくことがありますので、ご協力をお願いします。

偽りその他の不正の手段により補助金の交付を受けたときは、岡山市補助金等交付規則の規定に基づき、その全額又は一部を返還していただくことがあります。